



「東電は父ちゃんに謝ってほしい」と迫る妻の美津代さん（中央）ら遺族

いをつづける遺族の訴えに駆け付けた須賀川

## 民商役員も支援し ADRで和解成立

しかし。東電の姿勢は変わらないまま。遺族と弁護士は12年6月、原発ADRによる和解の仲介申し立てに踏み切りました。

結果、仲介員3人がそろって、久志さんの農業へのこだわり、そして原発事故によって追いつまされていく様子も「理解できた」と結論。

### 和解までの経過

年	月	内容
2011年	3月11日	東日本大震災
	3月24日	樽川久志さん自殺
	6月	遺族が弁護士に相談
	11月	東電と遺族・弁護士が1回目の直接交渉
2012年	12月	東電と2回目の直接交渉、樽川さんの自宅を東電が現地調査
	2月	3回目の交渉、東電、法的因果関係は認められないと賠償を拒否
	6月	ADRに仲介を申し立て
2013年	10月	ADR、1回目の審理、自宅を現地調査
	12月	ADR、2回目の審理
	4月	ADR、3回目の審理、仲介委員、和解案を提示
	5月	東電、和解案を受諾する旨の回答。ただし謝罪の意を表すことについては拒否
5月	遺族、和解案を受諾	

▼原発ADRとは  
福島原発事故の被害者が東電に対し損害賠償を請求する際、迅速・公正な解決を目的に設置された公的な紛争解決機関。弁護士などの仲介委員が東電との間で和解の手続きを行う。

相当因果関係があったとし、東電に死亡慰謝料、遺族への慰謝料、葬儀費用などの支払いを求める和解案を提示しました。

5月14日、センターの和解案の受諾を決めた東電ですが、遺族らが求めた謝罪について参加者は怒りの声を上げ、傍観する国の姿勢を批判し、あらためて謝罪を要求しました。

## 廃炉せよの声上げ 放射能汚染と格闘

しかし今、格闘する農地は放射能に汚染された土地。日の出から日没まで、農作物の価格が下落し、採算が合わないとなつていながらの作業です。

東電と国の責任を問う「生業を返せ、地域を返せ」福島原発訴訟の原告の一人でもある和也さんは怒りを込めてこう続けました。

「原発の再稼働や輸出に力を入れる動きまで出ているが、原発の廃炉が先。原発が爆発したときどんな惨状だったのかも一度思い起こしてほしい」

## 原発の非人道性を証明 馬奈木 厳太郎さんの話

自殺で初の和解

遺族側代理人  
弁護士

馬奈木 厳太郎さんの話



この和解によって、東電は原発事故と樽川

さんの自殺の間に相当因果関係があるとし、法的責任を認めた。自殺と事故の関係について東電が法的責任を認めたのは初めてだ。同時に久志さんの死

だけでなく、農家や農作物に対する深刻な被害をあらためて浮き彫りにし、原発が人の命や健康・暮らしを奪い、犠牲にするエネルギーであることを証明し

た。さらに樽川さんのほかにも事故によって命を絶たれた人がいるが、そういう人たちに對するエールにもなると考えている。

和解に至るまで、樽川さんが加入していた須賀川民商はじめ多くの仲間、大学の専門家の支え・支援があったことも忘れてはならない。